

# 暴力団関係者ではないことの誓約書

令和 年 月 日

本巢市長 藤原 勉 様

私もしくは当法人及び当法人役員等は、本巢市暴力団排除条例第7条に規定する以下のすべてに該当しないことを誓約し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

- ①暴力団であること。
- ②暴力団員であること。
- ③暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すること。

この誓約に反することが判明した場合には、売却決定等の処分が取り消されても異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任であり、本巢市に帰責事由はありません。

## 1 申込者(個人の場合)

個人	住所	
	フリガナ 氏名	⑩
	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成

## 2 申込者(法人の場合)

法人名	所在地		
	名称		
代表者	氏名	⑩	
入札参加申込時点での役員			
役職名	フリガナ 氏名	生年月日 (和暦)	住所

※役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。

## 【参考】

本巢市暴力団排除条例(平成24年3月29日 本巢市条例第1号)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年五月十五日 法律第七十七号)

第2条

第2号 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

第6号 暴力団員 暴力団の構成員をいう。